

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 倫照会

リバーサイド学園木花 居宅介護支援事業所

1 理念の体現

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も高齢者に対して虐待を行ってはならない。

この理念を体現するため、社会福祉法人 倫照会として「高齢者虐待防止指針」を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること、また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべき介護や世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること（高齢者の同意なしに金銭を使用すること、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること）

3 高齢者虐待を未然に防止するための取組

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に努める。

(2) 介護サービスの点検を行うことにより、虐待に繋がりがねない不適切な介護を改善し、介護の質を高める。

(3) 職員が一体となり、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修を充実させる。

- (4) 職員のメンタルヘルスを常に留意する。
- (5) 職員に指針やマニュアル等について周知し、定期的に見直しを図っていく。
- (6) 施設運営の透明化を図るため、第三者委員会を活用する。

4 高齢者虐待の「発見・通報・解決」と再発防止

(1) 虐待発見の努力

- 居宅介護支援の場での虐待は外部からは把握されにくいことから、職員は日頃より、虐待の早期発見に常に努める。

(2) 虐待の通報・報告

- 高齢者、その家族、職員から虐待の通報があった時、又虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告する。

(3) 虐待の解決と再発防止

- 虐待の通報があった場合、虐待防止担当者は「高齢者虐待防止委員会」を開催し、解決に当たる。さらに法人へ報告するとともに速やかに行政機関へ報告する。
- 発生した虐待を詳細に分析し、再発防止策を講じる。

5 成年後見制度の利用支援

- 財産を虐待者から分離・確保するなど経済的虐待に関する事等については、成年後見制度の利用支援を行う。

6 高齢者虐待防止の組織

(1) 高齢者虐待防止委員会の設置

- 居宅介護支援事業所内に「高齢者虐待防止委員会」を置く。

(2) 高齢者虐待防止委員会の目的

- 「高齢者虐待防止指針」の基本理念に沿って、虐待を未然に防ぐことを最大の目標にする。虐待が発生した場合は、速やかに解決を図り、再発防止策を講じる。

(3) 委員会の組織

- 虐待防止責任者 施設長
- 虐待防止担当者 居宅介護支援事業所主任
- 虐待防止委員 事務長 居宅介護支援事業所職員

(4) 開催日

年間2回（4月 10月） ※ 4月、10月の支援部会で開催

7 職員研修に関する指針

「高齢者防止方針」をもとに高齢者虐待の定義、虐待を防止する取組、虐待の「発見・通報・解決」と再発防止について全職員の研修を深める。

8 その他高齢者虐待防止の推進するために

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

- 高齢者本人や職員の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(2) 高齢者の安全確保を優先する

- 虐待の通報には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態がある。
 - ・ 入院などの緊急措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合でも高齢者の安全確保を優先する必要がある。

(3) 常に迅速な対応を意識する

- 高齢者虐待の問題は発生から時間が経過するにしたがって、虐待が深刻化することが予想される。通報等がなされた場合には迅速な対応を行う。

(4) 必ず組織的に対応する

- 高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行う。
 - ・ 相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待防止担当者（相談員）や虐待防止責任者（施設長）等に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断する。
さらに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。

(5) 関係機関と連携する

- 複合的な問題を抱える事例に対しては、行政機関との連携は基より「事実確認」「緊急時の対応」等、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがある。

(6) 記録を残す

- 会議や当事者とのやり取りをすべて記録に残し、事後検証や再発防止、また、説明責任を果たすために、欠かすことはできない。

9 指針の閲覧

当法人での「高齢者虐待防止指針」は求めに応じて施設内に閲覧できるようにする。当法人のホームページに公表し、利用者及び家族等にも閲覧できるようにする。